



令和7年4月1日から

豊津ホールの使用料が改定されます。



豊津ホールやコミュニティセンターなどの施設の管理運営費は、利用者の方が支払う「使用料」と市民の皆様の「税金」でまかなわれています。

平成23年に改定して以来、据え置きとなっておりましたが、施設の維持管理費など昨今の物価高騰による増を踏まえ、市使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づき、令和7年4月1日から新料金に改定させていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○豊津ホール 1時間当たりの各部屋の使用料（円）

部 屋 名	一般の方の利用料金		登録サークルで使用（50%減免）		
	旧料金	新料金	旧料金		新料金
第1学習室	200	300	100	料金改定	150
第2学習室	200	300	100		150
第1・第2学習室	300	400	150		200
第3学習室	100	200	50		100
第1和室	200	300	100		150
第2和室	200	300	100		150
第1・第2和室	300	400	150		200
集会室	400	500	200		250
第1休養室	100	200	50		100
第2休養室	100	200	50		100

本市以外の方が使用する場合は2倍の金額となります。

◎減免の規定については、これまでどおり変更はありません。

□問い合わせ先：館山市教育委員会 中央公民館 23-3111